

登校見守り隊 ハンドブック

海老名市立今泉小学校



令和8年2月発行

もくじ

◆登校見守り隊とは？	1
◆各役職の基本的な役割	2
◆各地区の登校方法等	3
◆登校班名簿・各自登校名簿	4
◆登校班のトラブル対応	5
◆登校班登校の心得	6
◆各自登校の心得	7
◆よくある質問	8
◇参考	
・登校班名簿（サンプル）	9
・各自登校名簿（サンプル）	10
・通学路改善要望書（サンプル）	11～12
・学区通学路	13
・こども 110 番マニュアル	14
・「こども 110 番の家」運営規約	15

登校見守り隊とは？

➤ 登校見守り隊の目的

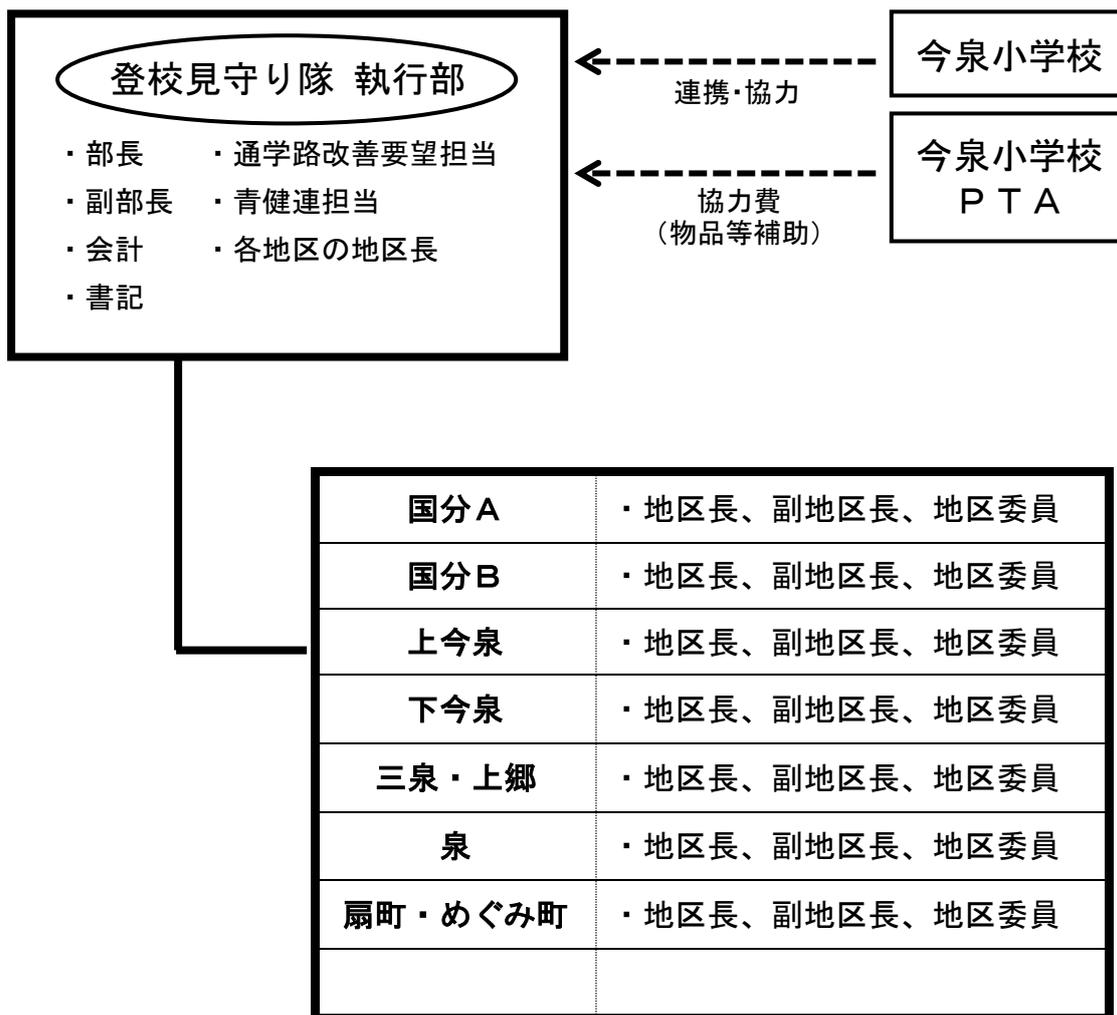
今泉小学校の保護者が、児童や地域へ目を向け、協力して見守り活動を実施することによって、交通事故や犯罪が起きにくい環境をつくり、児童が学校まで安全に登校できるようにすることを目的とする。

➤ 登校見守り隊の対象者

今泉小学校に通学している児童の保護者

➤ 登校見守り隊の組織図

登校見守り隊 執行部を中心に、次のように組織する。



各役職の基本的な役割

各役職の役割やその内容については、各地区によって柔軟に対応（違いがあってもよい）できるものとする。そのため、ここに記載される内容は基本的な事項である。

例えば、ここには「地区長・副地区長の役割」となっていることを、地区委員が行う地区があってもよいということである。

➤ 執行部の役割

- ・ 登校見守り隊会議の計画・運営
- ・ 各地区の登校についての情報交換
- ・ 市教育委員会の通学路改善要望説明会への参加
- ・ 通学路改善要望書の作成確認と学校への提出
- ・ 青健連役員会に参加する方の決定と参加連絡
- ・ 立哨講習会への参加
- ・ 子ども 110 番の家の名簿管理・継続依頼手続き等
- ・ (部長または副部長) 学校との窓口
- ・ (部長または副部長) 執行部連絡網の作成
- ・ (会計) P T Aからの協力費の管理

令和 8 年度より
執行部が担当

➤ 地区長・副地区長の役割

- ・ 登校見守り隊会議に参加（副地区長の代理参加も可）
- ・ 地区委員へ登校見守り隊会議での情報を伝達
- ・ 地区委員へ登校班編成の方法や立哨名簿作成の方法など、前年度の地区長・副地区長から引き継いだ情報を伝達
- ・ 通学路改善要望書を作成
- ・ 子ども 110 番の家の確認と名簿更新の協力（ポスティング）
- ・ 地区委員への班連絡網の作成指示
- ・ 次年度の地区長・副地区長の選定と打診および決定

➤ 地区委員の役割

- ・ 地区長・副地区長（執行部）からの情報を地区の保護者へ伝達
- ・ 登校班名簿、班連絡網の作成
- ・ 各自登校名簿の作成（地区で把握している分のみ）
- ・ 立哨名簿の作成
- ・ 登校班の中での諸問題についての学校との窓口

各地区の登校方法等

児童が安全に登校することは、学校・保護者・地域の共通の願いである。また、学校・保護者・地域が互いに連携・協力して、児童の安全確保に努めることを大前提とする。

➤ 2つの登校方法

- ・各自登校
- ・登校班による集団登校

【参考】令和7年度の状況

各自登校している地区	泉、上今泉
登校班による集団登校している地区	三泉・上郷
各自登校と登校班による集団登校が混在している地区	扇町・めぐみ町、下今泉 国分A、国分B

➤ 登校方法の決定

- ・各地区の地区長等は、地区に住む保護者の方の意見を尊重するとともに、各地区の児童の人数や学年、地域の状況等を考慮したうえで、運営できる範囲内で登校方法を決定し、登校見守り隊執行部と学校の確認をもって最終決定されるのが原則である。
- ただし、年度内に登校方法を変更して試行してみるなど、児童の安全・安心を守りつつ、よりよい登校方法を検討することは考えられる。

➤ 立哨当番

- ・地区に立哨当番がある場合は、その地区の保護者は可能な限り協力する。
- ・毎日付き添い登校（児童とともに登校）の場合は、立哨当番をしなくてもよい。

➤ 登校時間

- ・登校方法にかかわらず、登校時間は午前8時00分～8時25分の間に正門を通過するように登校する。

登校班名簿・各自登校名簿

➤ 登校班名簿・各自登校名簿の記入

- ・個人情報を記載するので取り扱いには十分注意する。新1年生の名簿には、特段の注意を要する。
- ・9～10ページの登校班名簿・各自登校名簿（サンプル）を参考に記入する。
- ・新年度（4月から）の学年を記入する。組は空欄でも可。
- ・新学期には組を追記する。
- ・児童名は1枠に1名、フリガナも忘れずに記入する。

➤ 登校班名簿・各自登校名簿の管理

- ・登校班名簿・各自登校名簿の原本は地区長が保管する。
- ・各地区担当者は、作成した名簿を2部コピーし、1部を職員室にある登校班名簿に綴じこみ、1部を学校の転出入担当（教務）に提出する。（学校のコピー機を使用）

➤ 転出児童がいた場合

- ・転出児童保護者が、学校と地区委員へ連絡を入れる。（地区委員は地区長へ連絡する。）
- ・地区委員は、登校班名簿を変更し、該当する登校班へ連絡する。
- ・地区委員は、加除・修正した登校班名簿を2部コピーし、1部を職員室にある登校班名簿と差し替え、1部を学校の転出入担当（教務）に提出する。（学校のコピー機を使用）

※学校は、各自登校の児童が転出した場合も地区長へ連絡しますが、登校見守り隊執行部への情報提供に同意されなかった方が転出した場合は連絡しません。

➤ 転入児童がいた場合

- ・転入児童保護者が、学校へ連絡する。
- ・学校は、転入児童保護者へ登校班登校を希望することを確認した後、その地区の地区長に転入児童保護者の連絡先を伝える。

※学校は、各自登校の児童が転入した場合も地区長へ連絡しますが、登校見守り隊執行部への情報提供に同意されなかった方が転入した場合は連絡しません。

- ・地区委員は、転入児童保護者へ連絡して、クラス・名前・住所を確認し、登校班を決める。
- ・地区委員は、登校班が決まったら、職員室にある登校班名簿を書き換え、新しい登校班名簿を該当する班のご家庭に配る。その際、班長へも転入児童があることを伝える。
- ・地区委員は、加除・修正した登校班名簿を2部コピーして、1部を職員室にある登校班名簿と差し替え、1部を学校の転出入担当（教務）に提出する。（学校のコピー機を使用）

登校班のトラブル対応

登校班でトラブル(※)があり、子どもたちへ指導が必要な場合は、原則として学校の担当者(担当教員)が行います。

(※) 登校班のトラブルとは…

- 集合時刻に集まらない。
- 集合場所で遊んでいる。
- 班長の歩くスピードが速すぎる。
- 一列で歩いていない。
- 前の班を追い越したり競争したりしている。
- その他、『登校班登校・各自登校の心得』(6～7ページ)が守られていない。

など

◇ただし、指導後の改善状況の把握や実際の登校についての責任は、当該保護者の方にあります。改善が認められない場合は、登校見守り隊執行部が対応を検討します。

◆地区委員が、担当する登校班のトラブルで困ったときは…



①相談…地区委員は学校へ相談してください。学校の窓口は教務の先生です。

②情報提供…地区委員は地区長・副地区長へ、学校に相談した内容や学校が対応した結果を情報提供してください。

③報告…学校は相談内容に対応した結果を、地区委員へ報告します。

学校で行う登校班・各自登校の指導

4月登校全校指導…登校班名簿や担当者(担当教員)、集合時刻や集合場所を確認して、安全な歩行の仕方や通学路の安全について指導します。

10月登校全校指導…登校班名簿の変更、集合時や登校時の様子を確認し、登校班内に問題があれば指導します。

1月登校班正副班長会議…正副班長を対象として、登校班名簿の変更、集合時や登校時の様子を確認し、登校班内に問題があれば指導します。

★個別の登校班指導…登校班内に問題が生じた場合、必要に応じて随時、担当者(担当教員)が該当する登校班を集め、個別に指導します。

登校班登校の心得

※学校到着が 8:00~8:25 になるように出発してください。

1 集合場所では

- ① 決められた時刻・場所に集合しましょう。
- ② 友達や近所の人に、元気にあいさつしましょう。
- ③ 班長・副班長は、集合時刻より少し早めに集合場所へ行き班の友達を待ちましょう。
- ④ 出発時刻になったら、班員を確かめてから出発しましょう。
※集合時刻に遅れる人は、おうちの人と一緒に学校まで来てください。
※忘れ物に気が付いても途中で家に戻りません。

2 登校中は

(1) 並び方・歩き方

- ① 班長が先頭、副班長が一番後ろに並びましょう。
- ② 班長の次から低学年・中学年・高学年と並びましょう。
- ③ 一列に並び、列を乱さないようにしましょう
- ④ 右側通行をできるだけ守り、歩道を歩きましょう。
- ⑤ 雨の時は、かさが目や顔にぶつからないように注意して歩きましょう。
- ⑥ 低学年の歩く速さに合わせて歩き、前の班を追い越したり競争したりしないようにしましょう。
- ⑦ 登校中は話に夢中になったりふざけたりせず、安全に気を付けて歩きましょう。



(2) 横断歩道・踏切のところでは

- ① 班長の合図で一時止まり、みんなで安全を確認しましょう。
- ② 信号のある場所では必ず信号を確認し、横断するときはすばやく渡りましょう。
- ③ 信号が青でも全員が渡れそうにない時は、無理に横断しないで一回待ってから渡りましょう。
- ④ 警察の方、安全協会の方、保護者の方がいらっしゃる時は、その方々の指示に従って歩きましょう。
- ⑤ 見守ってくださる方に、元気に「おはようございます」などのあいさつをしましょう。

3 学校に着いたら

- ① 昇降口では、押さずに、歩いて順番に校内に入りましょう。

4 その他

- ① 困った事が起きたときは、家の人や先生に相談しましょう。
- ② 事故が起きたときは、素早く、近くの大人か「子ども 110 番」の家に連絡しましょう。

各自登校の心得

1 時間について

- ① 学校到着が 8:00~8:25 になるように家を出ましょう。
- ② 学校到着が 8:25 以降になる人は、おうちの人と一緒に学校まで来てください。
- ③ 忘れ物に気が付いても途中で家に戻りません。
- ④ お友だちとマンションロビーや敷地内で待ち合わせはしません。

2 登校中は

(1) 歩き方

- ① お友だちと登校する場合は広がって歩かないようにしましょう。
- ② グリーンベルトを歩きましょう。右側通行をできるだけ守り、歩道を歩きましょう。
- ③ 雨の時は、傘が目や顔にぶつからないように注意して歩きましょう。また、道が狭くなっている所では傘や荷物が車に接触しないよう十分気を付けましょう。
- ④ 登校中は話に夢中になったりふざけたりせず、安全に気を付けて歩きましょう。
- ⑤ 登校班登校のお友だちとおしゃべりはしません。あいさつはしてください。
- ⑥ 登校班と同じ通学路で登校しましょう。

(2) 横断歩道・踏切のところでは

- ① 信号のある場所では必ず信号を確認し、横断するときは素早く渡りましょう。
- ② 信号が青でも渡れそうにない時は、無理に横断せず、一回待ってから渡りましょう。
- ③ 警察の方、安全協会の方、保護者の方がいらっしゃる時は、その方々の指示に従って歩きましょう。
- ④ 見守ってくださる方に、元気に「おはようございます」などのあいさつをしましょう。

3 学校に着いたら

- ① 昇降口では、押さずに歩いて順番に校内に入りましょう。

4 その他

- ① 困った事が起きたときは、家の人や先生に相談しましょう。
- ② 事故が起きたときは、素早く、近くの大人か「子ども 110 番」の家に連絡しましょう。

よくある質問

Q 1 立哨当番はしなくてもよいのか？

A 1 今泉小学校に通学している児童の保護者が登校見守り隊の対象者ですので、立哨当番をしなくてもよいということはありません。ご理解のうえご協力をお願いします。ただし、ご家庭の状況（乳幼児を育児している、介護を要するご家族と同居している等）は様々ですので、その旨を地区長等にご説明いただき、ご相談ください。

Q 2 通学中の安全確保は学校や先生の役割ではないか？

A 2 学校や先生の役割ではなく保護者の役割です。学校での事故によるケガなどを補償する災害共済給付制度では、登下校中も「学校管理下」の範囲で補償の対象となっているので誤解されやすいですが、学校保健安全法が定めた学校の役割は、交通安全のルールを教えたり、保護者や警察と連携したりすることであり、安全確保まで求められていません。

教員の働き方改革について議論した中央教育審議会（中教審）でも、登下校時の見守り活動は、基本的には学校や先生の本来の業務ではないと整理されました。子どもの安全を気にかけない先生はいませんが、日常的な見守り等まで求めれば、先生の役割や責任は際限なく広がってしまいます。

学校や先生の役割	保護者の役割
交通安全ルールを指導する。 交通安全の指導計画を策定する。 警察、保護者、地域住民と連携する。 通学路の点検や改善要望をする。	登下校の第一義的な責任者。 登下校方法を策定する。 通学路等で立哨する。 通学路の点検や改善要望をする。

Q 3 何らかの理由により、登校班による集団登校ができない場合は？

A 3 その旨を地区委員へ報告して、各自登校してください。

Q 4 登校班の集合場所に時計がなく出発時刻が分からないため困っている…。

A 4 その場合は、学校が登校班の班長へ携帯用の時計を貸し出しています。地区委員の方は、学校の教務担当へお申し出ください。教務から担任の先生を通して班長にお渡しします。

Q 5 立哨講習会（5月実施）の運営は、登校見守り隊が行うのか？

A 5 運営（計画、参加保護者募集、ライン引き、司会進行等）は学校が行います。

参考：登校班名簿(サンプル)

令和 年度

海老名市立今泉小学校 登校見守り隊

登校班名簿

見本

地区長名	6年 組	今泉 花子
副地区長名	2年 組	下今 塔子
地区委員名	2年 組	下今 塔子

No.	年一組	児童氏名(フリガナ)
1	6-	◎ 国分 博(コクブ ヒロシ)
2	6-	○ 上今 萌(カミイマ モエ)
3	3-	上今 翔(カミイマ ショウ)
4	6-	三泉 潤(サンセン ジュン)
5	3-	上郷 まゆみ(カミゴウ マユミ)
6	2-	下今 太郎(シモイマ タロウ)
7	1-	下今 麻衣(シモイマ マイ)
8		
9		
10		

○○ 地区	× 班
集合場所	△△前
集合時間	午前 ◇ 時 □□ 分

《登校班名簿》

班長は◎、副班長は○を
児童氏名の前に必ずつける。

- ・ 欠席・遅刻をする場合は班長(班長が休みの場合は副班長)へ連絡をお願いします。
- ・ 転出・学区内転居をする際は、学校への連絡後 地区委員へも連絡して下さい。

※不明な点は地区委員にお問い合わせください

- *個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。また、この個人情報は見守り隊活動にのみ使用します。
- *名簿は年度末になりましたら破棄をお願い致します。

参考：各自登校名簿(サンプル)

令和 年度

海老名市立今泉小学校 登校見守り隊

各自登校名簿

見本

地区長名	6年 組	今泉 花子
副地区長名	2年 組	下今 塔子
地区委員名	2年 組	下今 塔子

No.	年一組	児童氏名(フリガナ)
1	6-	国分 博(コクブ ヒロシ)
2	6-	上今 萌(カミイマ モエ)
3	3-	上今 翔(カミイマ ショウ)
4	6-	三泉 潤(サンセン ジュン)
5	3-	上郷 まゆみ(カミゴウ マユミ)
6	2-	下今 太郎(シモイマ タロウ)
7	1-	下今 麻衣(シモイマ マイ)
8		
9		
10		

〇〇地区

・ 転出・学区内転居をする際は、学校への連絡後 地区委員へも連絡をして下さい。

※不明な点は地区委員にお問い合わせください

***個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。また、この個人情報は見守り隊活動にのみ使用します。**

***名簿は年度末になりましたら破棄をお願い致します。**

参考：通学路改善要望書（サンプル）

海老名市立小中学校通学路改善要望書

（海老名市立今泉小学校） No. 3

要望箇所	下今泉2丁目		
現 状	（要望箇所の現状について、①～⑩の各項目に☑を入れていただき、補足事項等は要望理由にご記入ください。）		
①利用児童生徒数	<input checked="" type="checkbox"/> 1～20 <input type="checkbox"/> 21～50 <input type="checkbox"/> 51～100 <input type="checkbox"/> 101～150 <input type="checkbox"/> その他（ 名）	⑤ガードレール	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 無し
②車両交通量	<input checked="" type="checkbox"/> 非常に多い <input type="checkbox"/> 多い <input type="checkbox"/> 少ない <input type="checkbox"/> 非常に少ない	⑥横断歩道	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 無し
③道幅	<input type="checkbox"/> 非常に狭い <input type="checkbox"/> 狭い <input type="checkbox"/> 広い <input type="checkbox"/> 非常に広い	⑦立哨・見守り	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 無し
④歩道	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	⑧カーブミラー	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 無し
		⑨信号機	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 無し
		⑩見通し	<input checked="" type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> 無し
要望理由	横断歩道の白線が消えかかっているため。		
要望事項	（具体的に箇条書きでご記入ください）		
	横断歩道の白線を再塗装してほしい。		
地図・写真	明細地図	P 11 - F - 5	

参考：通学路改善要望書（サンプル）

①



令和●年●月●日撮影

②



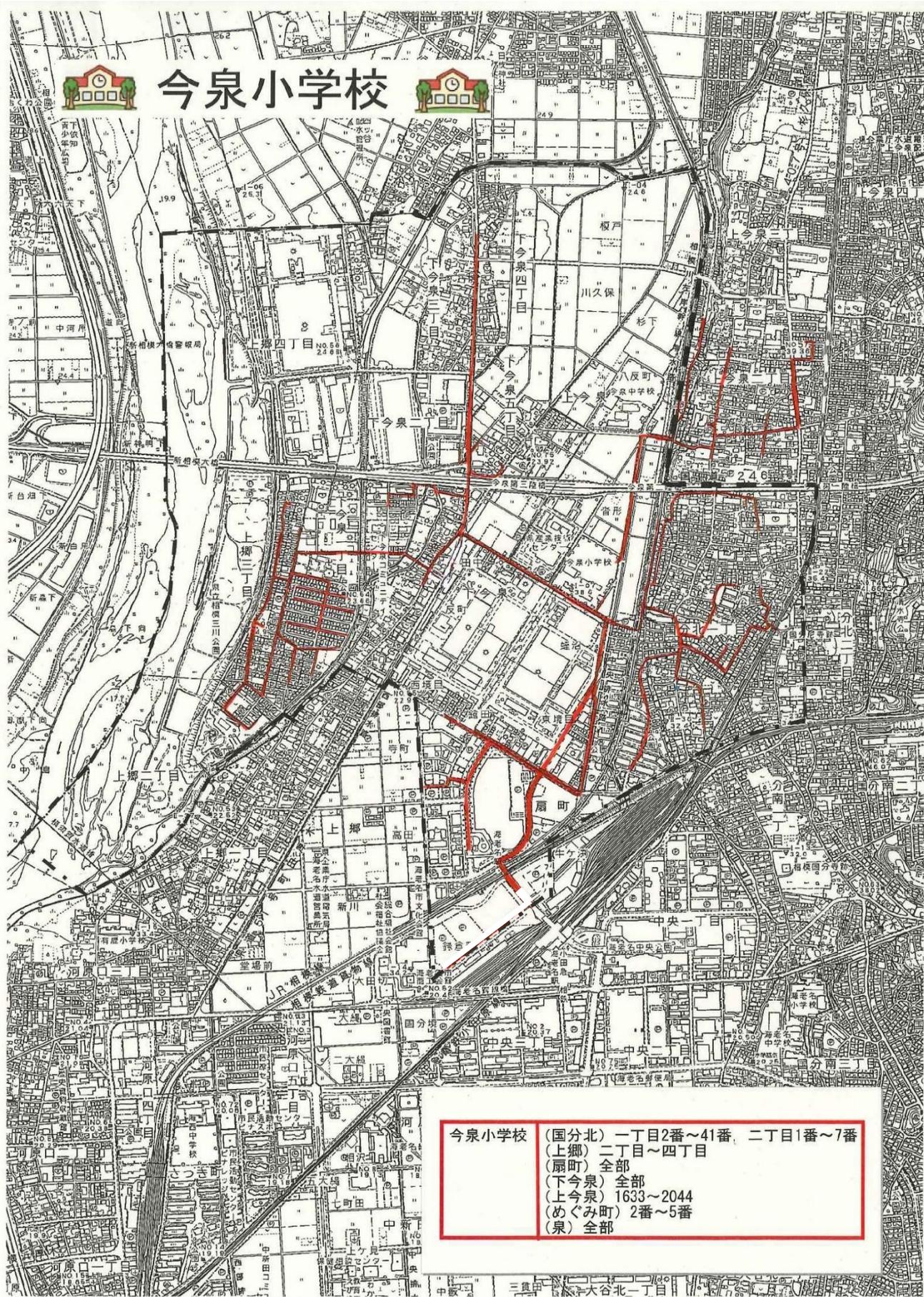
令和●年●月●日撮影

③



令和●年●月●日撮影

参考：学区通学路



今泉小学校	(国分北) 一丁目2番～41番、二丁目1番～7番
	(上郷) 二丁目～四丁目
	(扇町) 全部
	(下今泉) 全部
	(上今泉) 1633～2044
	(めぐみ町) 2番～5番
	(泉) 全部

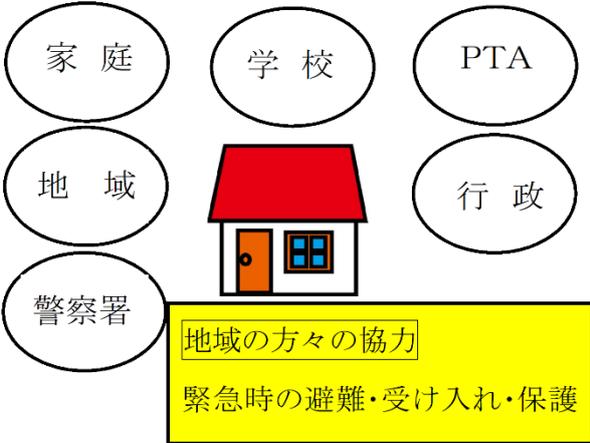
参考：こども 110 番マニュアル

今泉小こども110番マニュアル



「こども 110 番の家」のイメージ

家庭・地域で子どもを危険から守る
明るく住みよい地域社会をつくる

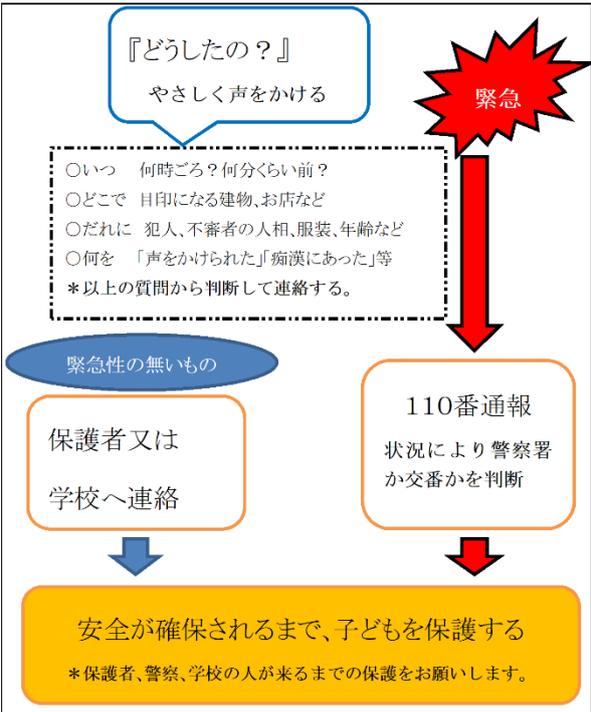


「こども 110 番の家」に登録されている方は、海老名市ボランティア活動の参加者として保険が適用されます。万一事故が発生した場合には、海老名市教育委員会 学び支援課(235-4926)まで必ず連絡願います。

プレートの設置に関する Q&A

- Q:プレートはどこに付けたいですか？
A:道路や子ども達からよく見える所に常時付けておいてください。
- Q:留守にしても良いのですか？
A:在宅を拘束するものではありません。普段通りの生活をしてください。
- Q:プレートの破損や、無くしてしまった場合は、どうしたいのですか？
A:新しいプレートと交換します。PTA 又は学校にご連絡ください。
- Q:どのくらいの期間プレートを掲示しておけばいいのですか？
A:ご都合の良い期間、ご協力をお願いします。引越越し、建て替え、ご都合が悪くなった時にはご連絡ください。
- Q:子どもが駆け込んだときはどうするのですか？
A:「子どもが駆け込んだ時の手順」に従ってください。
- Q:どうしてこの家を選んだのですか？
A:子どもを不審者等から守るため、子どもの日に付きやすい家や店を選びました。

子どもが駆け込んだときの手順



連絡・通報マニュアル

- 110番通報**
 - ▼警察に緊急に知らせる必要がある場合
 - ▼犯人・不審者が付近にいる場合
 - ▼その他、緊急に通報する場合
 - 海老名警察署 地域の交番**
 - ▽緊急を要しない場合
 - ▽情報を連絡する場合
 - ▽取りあえず来てもらった方がよいと判断した時

海老名警察署 232-0110
 - 学校への連絡**
 - ▽学校にも連絡が必要と判断した場合 ○○○小学校 ○○○-○○○○
 - ▽学校に連絡がとれない場合 学び支援課 046-235-4926 (通報を受けた警察から学校へ連絡されます)
 - 保護者への連絡**
 - ▽保護者への連絡先が開けた場合には連絡してください
- *この規準にとらわれることなく、必要と判断した場合にはそれぞれの所に連絡していただければ幸いです

「こども 110 番の家」運営規約

海老名市 PTA 連絡協議会

(趣旨)

第 1 条 この規約は、子どもの緊急避難場所である「こども 110 番の家」の運営に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 運営の目的は、緊急時における子どもの身の安全を地域全体で守ることとする。

2 保護者及び学校並びに警察署への連絡場所となること。

3 地域全体の取組であることを外部に向かってアピールすることで、不審者への抑止となること。

(運営)

第 3 条 運営の方法は以下のとおりとする。

(1) 各校の PTA 等は、「こども 110 番の家」の趣旨に賛同する協力者（以下、「協力者」という）へ「こども 110 番の家」のプレートを一枚ずつ貸与する。

(2) 協力者は、子どもの目に止まりやすい場所にプレートを掲げる。

(3) 協力者は、プレートの汚損・破損等が生じた場合、速やかに各地区の担当者、または、学校まで連絡する。また、協力できなくなった場合も同様とする。

(4) 協力者には、在宅を強制しない。

(5) 各校の PTA 等は、協力者へ毎年「更新のお伺い」を行う。なお、継続は強制ではなく、都合により期間途中での辞退も自由とする。

(6) 毎年「更新のお伺い」の際に、連絡が取れない協力者については、PTA 等及び学校の協議により登録名簿から削除するものとし、併せてプレートの回収を行う。

(7) 万が一の事態発生の場合にも、協力者の責任は問わない。

(8) 事故が起きた場合は、市が加入している「全国市長会市民賠償損害保険」により補償する。なお、各校の PTA 等は、協力者の名簿を市教育委員会担当課へ提出する。

(緊急時の対応)

第 4 条 子どもが避難してきたときの対応については、以下のとおりとする。なお、「こども 110 番の家」は不審者の逮捕等は目的とせず、あくまでも子どもの安全を確保することを第一とする。

(1) 子どもが駆け込んで来た時は、まず身柄の安全を第一に考える。

(2) 子どもを落ち着かせ、ここは安全な場所であることを伝える。

(3) 子どもから状況を聞き、必要に応じて警察【110 番】に通報する。

(4) 保護者又は学校へ連絡し、安全に帰宅できるように配慮する。

(その他)

第 5 条 緊急時以外にも子どもの気になる行動等が見受けられた場合、協力者は最寄りの学校、教育委員会まで連絡をする。